

○可燃性発泡樹脂及び消火又は避難に影響を及ぼすおそれがないと認める場合を定める件

(平成 22 年 7 月 1 日消防告示第 1 号)

神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）第 50 条の 10 第 2 項に規定する建築物の内装に用いられる断熱，遮音，結露防止その他の用に供される部材のうち火災により可燃性ガスが発生した場合に消火又は避難に影響を及ぼす恐れがあるもの及び消火又は避難に影響を及ぼすおそれがないと認める場合を次のとおり定める。

- 1 建築物の内装用いられる断熱，遮音，結露防止その他の用に供される部材のうち火災により可燃性ガスが発生した場合に消火又は避難に影響を及ぼすおそれがあるもの（以下「可燃性発泡樹脂」という。）

発泡プラスチック系保温材のうち，次のもの又はこれに類するものとする。

- (1) ビーズ系ポリスチレンフォーム ポリスチレン又はその共重合体の発泡性ビーズを型内発泡形成したもの又は発泡形成したブロックから切り出した保温板

- (2) 押出法ポリスチレンフォーム ポリスチレン又はその共重合体に発泡剤及び添加剤を熔融混合し，連続的に押出発泡形成したもの又は押出發泡形成したブロックから切り出した保温板

- (3) 硬質ウレタンフォーム

ア ポリイソシアネート，ポリオール及び発泡剤を主剤として発泡形成したもの又は発泡形成したブロックから切り出した板状の保温板

イ ポリイソシアネート，ポリオール及び発泡剤を主剤として面材の間で発泡させ，自己接着によってサンドイッチ状に形成した面材付きの保温板

- (4) 吹付け硬質ウレタンフォーム ポリイソシアネート，ポリオール及び発泡剤を主剤として吹付け発泡するもの

- (5) ポリエチレンフォーム ポリエチレン又はその共重合体に発泡剤及び添加剤を混合して板状に発泡形成したもの

- (6) フェノールフォーム

ア レゾール樹脂，発泡剤及び硬化剤として面材の間で発泡させ，サンドイッチ状に形成した面材付きの保温板

イ レゾール樹脂，発泡剤及び硬化剤を主剤として発泡形成した面材なしの保温板

- 2 消火又は避難に影響を及ぼすおそれがないと認める場合

- (1) 可燃性発泡樹脂を使用した部分が、床面積 500 平方メートル未満ごとに準耐火構造（建築基準法（昭和 52 年法律第 201 号）第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造をいう。）の壁及び床で区画されている場合（恒温倉庫，冷蔵・冷凍倉庫，その他温度を一定に保つことを目的とする室の部分が存する場合を除く。）

- (2) 可燃性発泡樹脂を使用した部分を有効範囲内に包含するように，次のアからカまでに掲げる消火設備（移動式及び局所放出方式のものを除く。）が消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）及び条例に定める技術上の基準に従い，又は当該技術上の基準の例により設けられている場合

ア スプリンクラー設備

イ 水噴霧消火設備

ウ 泡消火設備

エ 不活性ガス消火設備

オ ハロゲン化物消火設備

カ 粉末消火設備

- (3) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 107 条の 2 に規定する性能（非耐力壁である間仕切壁の基準の例による。）を有する部材で可燃性発泡樹脂の室内に面する部分を覆い、当該部材が火災の際にも脱落しないよう措置した場合
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、防火対象物の位置、構造及び可燃性発泡樹脂の使用部分の床面積から判断し、火災の発生若しくは延焼の恐れが著しく少なく、又は、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると消防署長が認める場合